

独立監査人の監査報告書

2011年8月25日

公益財団法人プラン・ジャパン

理事長 川上隆朗 殿

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 戸 田 栄 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人プラン・ジャパンの2011年2月1日から2011年6月30日までの第1期事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）及びキャッシュ・フロー計算書について監査をし、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人プラン・ジャパンの当該財務諸表に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益財団法人プラン・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

公益財団法人プラン・ジャパン
理事長 川上 隆朗 殿

監 査 報 告 書

私ども監事は、公益財団法人プラン・ジャパン 2011 年 2 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの第 1 期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事、業務執行部門等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュフロー計算書（以下「財務諸表等」という。）につき検討を加え、事業報告書につき監査しました。

2. 監査の結果

- (1) あらた監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表等は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は公益財団法人プラン・ジャパンの業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 役員の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

2011 年 8 月 26 日

公益財団法人プラン・ジャパン

監事 和田 義博

監事 北村 信彦